

# 教育訓練給付について

# 教育訓練給付

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

## ① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されており、現在指定講座数は10,165講座。(平成28年10月1日現在)

## ② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(中長期的なキャリア形成支援措置)【平成26年10月1日施行】

- 支給要件：被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された(又は雇用されている)場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給(※2)
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定(指定講座数2,243講座：平成28年10月時点)
  - ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
  - ・ 専門学校<sup>1</sup>の職業実践専門課程(期間は、2年)
  - ・ 専門職大学院(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
  - ・ 職業実践力育成プログラム(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)
  - ・ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程(時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(※2)②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

# 教育訓練給付に係る主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成10年12月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)	平成26年改正 (同年10月施行)
給付率	<p><b>80%</b></p> <p>※上限：30万円 (平成13年1月より) ※平成10年創設時は上限 20万円</p>	<p><b>20～40%</b></p> <p>※具体的な給付率（省令）： 要件期間3～5年：20% 要件期間5年以上：40%</p> <p>※上限（省令）： 要件期間3～5年：10万円 要件期間5年以上：20万円</p>	<p><b>20%</b></p> <p>※要件期間3年以上 ※当分の間、初回の受給に限り 1年以上の要件期間で足りる</p> <p>※上限（省令）：10万円</p>	<p><b>20～60%</b></p> <p>※一般教育訓練給付金： 要件期間3年以上 (初回に限り1年) 給付率：20% (上限10万円)</p> <p>※専門実践教育訓練給付金： 要件期間10年以上 (初回に限り2年) 給付率：最大60% (上限年48万円)</p> <p>※教育訓練支援給付金： 若年離職者訓練受講中に基本 手当の50%を支給 (平成30年度まで)</p>

# 教育訓練給付の支給状況

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成18年度	138,982	55,617	83,365	10,343,182	4,920,416	5,422,766
平成19年度	122,721	47,155	75,566	9,027,363	4,118,142	4,909,221
平成20年度	123,866	45,061	78,805	7,422,473	3,248,144	4,174,329
平成21年度	133,598	47,495	86,103	4,834,347	2,113,618	2,720,729
平成22年度	124,170	50,511	73,659	4,575,918	2,178,155	2,397,763
平成23年度	122,248	54,003	68,245	4,526,558	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218	59,204	71,014	4,569,985	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944	63,038	72,906	4,639,246	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056	60,227	60,829	4,487,765	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117	59,954	60,163	4,439,910	2,569,652	1,870,257

【一般教育訓練給付】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成28年度 4～8月	38,566	21,720	16,846	1,627,184	1,015,797	611,387

【専門実践教育訓練給付】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成27年度	6,640 (5,867)	3,045 (2,706)	3,595 (3,161)	1,157,988	596,326	561,662
平成28年度 4～8月	4,709 (154)	2,042 (92)	2,667 (62)	357,029	160,027	197,001

【教育訓練支援給付金】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
		男	女		男	女
平成27年度	4,766 (1,587)	1,769 (577)	2,997 (1,010)	607,363	238,282	369,081
平成28年度 4～8月	4,998 (808)	1,837 (300)	3,161 (508)	679,565	263,002	416,563

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付及び教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始している。

(注4)専門実践教育訓練給付及び教育訓練支援給付金の下段( )の数字は初回受給者数である。

# 一般教育訓練給付金の概要

## 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

## 給付の概要

次の①又は②のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合であって、支給要件期間（注1）が3年以上（初めてに限り、1年以上）のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される。ただし、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給した場合は支給されない。

- ① 教育訓練を開始した日に被保険者である者
- ② 教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長（注2）が行われた場合には最大4年）以内にある者

（注1） 教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注2） 被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

## （支給実績）

	受給者数（人）		平均支給額（円）		支給金額（千円）	
		（前年度比）		（前年度比）		（前年度比）
平成23年度	122,248	△ 1.5	37,028円	0.5	4,526,558	△ 1.1
平成24年度	130,218	6.5	35,095円	△ 5.2	4,569,985	1.0
平成25年度	135,944	4.4	34,126円	△ 2.8	4,639,246	1.5
平成26年度	121,056	△11.0	37,072円	8.6	4,487,765	△ 3.3
平成27年度	120,117	△0.8	36,963円	△ 0.3	4,439,910	△ 1.1

（注1）支給金額は業務統計値である。

# 一般教育訓練給付金の概要

## 一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

## 一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:10,056講座(平成28年4月1日現在(内訳が把握可能な時点))

①輸送・機械運転関係 5,088講座  
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係  
2,263講座  
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 669講座  
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 427講座  
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 495講座  
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 264講座  
(宅地建物取引士、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 265講座  
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 41講座  
(技能検定等)

⑨その他 544講座  
(大学院修士課程等)

## 一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
講座数(※)	3,445	7,119	7,916	8,541	9,084	10,056
受給者数(人)	198	130,218	135,944	121,056	120,117	—

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

# 専門実践教育訓練給付金の概要

○ 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

## 専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

## 教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

## 専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:2, 243講座(平成28年10月時点)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程  
講座数) 1,290講座  
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程  
講座数) 830講座  
例)商業実務、経理・簿記 等

③専門職学位課程  
講座数) 82講座  
例)ビジネス・MOT 等

④大学等の職業実践力育成プログラム  
講座数) 37講座  
例) 特別の課程(工学・工業) 等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程  
講座数) 4講座  
例)シスコ技術者認定CCNP等

# 専門実践教育訓練の対象とする教育訓練の指定基準概要

(雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付(平成26年10月施行)の対象教育訓練の指定基準)

## 1 基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

## 2 教育訓練等の基準

1. 訓練内容の基準 ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

**(1) 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程** (※1)(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)  
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

**(2) 専門学校**の職業実践専門課程 (※2)(期間は、2年)

(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

**(3) 専門職大学院** (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))

(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

**(4) 職業実践力育成プログラム** (※3)(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(講座レベル) 就職・在職率(大学院における正規課程にあつては、就職・在職率の実績、定員充足率の実績)からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

**(5) 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程** (※4)(時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの

2. 教育訓練機関の基準

- 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を配置。

3. その他の基準

☆現行の教育訓練期間の基準も適用

- 受給の支払い期間ごとに受講状況や訓練の到達状況を確認し証明。

※1 養成施設の課程とは

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了で公的資格取得、公的資格試験の受験資格の取得又は公的資格試験の一部免除が可能となる課程

※2 職業実践専門課程とは

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定(平成26年度～)

※3 職業実践力育成プログラムとは

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定(平成28年度～)

※4 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格とは

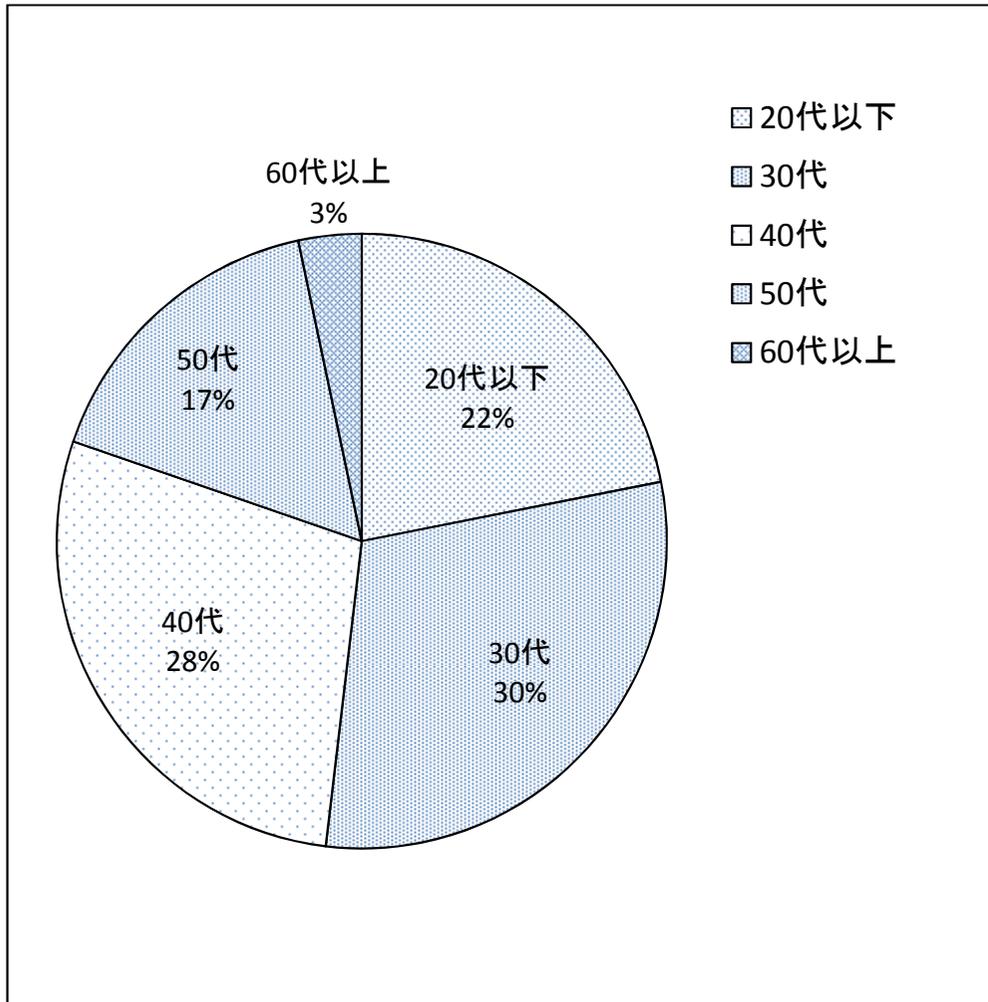
ITスキル標準において、要求された作業を全て独力で遂行することができることとされているレベル3相当以上の資格

## 3 経過措置

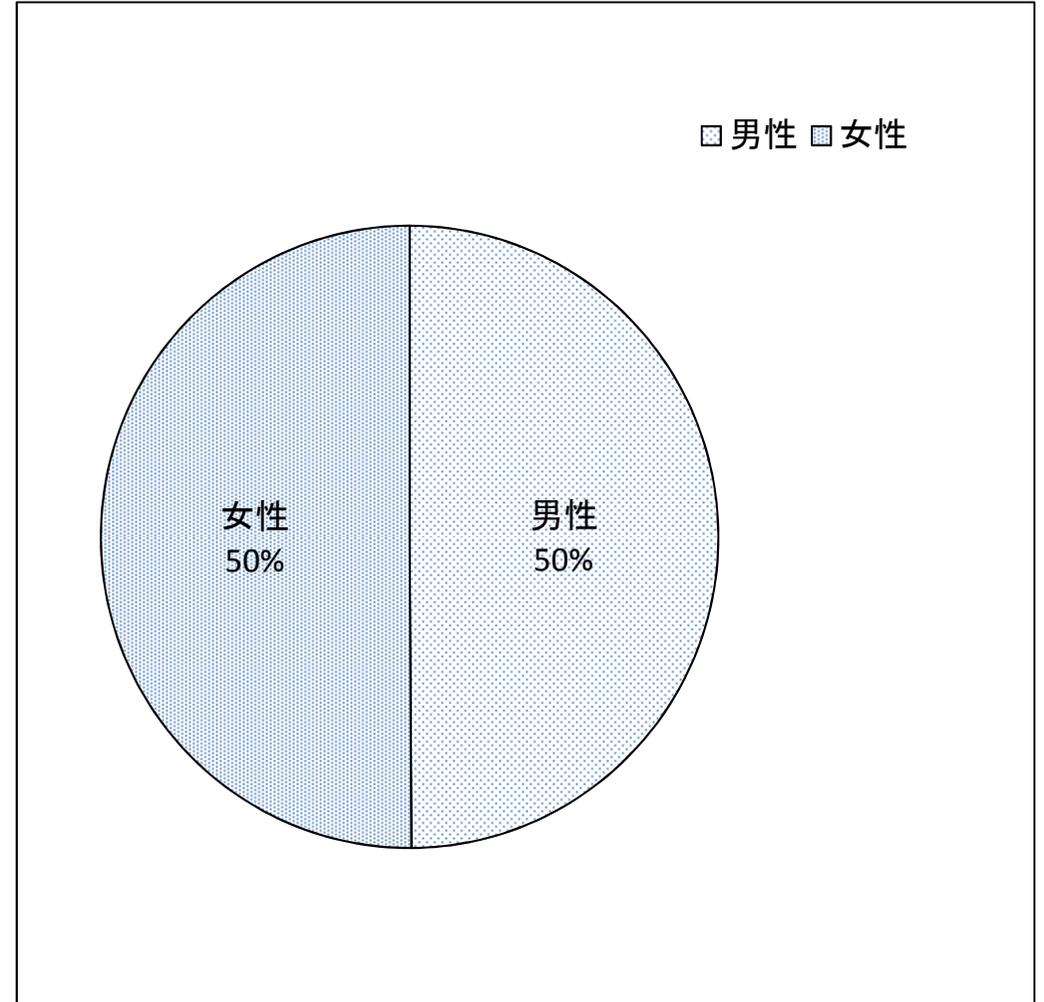
- 適用日前に指定した教育訓練について、専門実践教育訓練の①資格等レベルに該当し、かつ、②講座レベルに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たすときは、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定することができる。なお、当該指定は同日にその効力を失うものとする。

# 一般教育訓練給付の受給者の属性

(1)年代別



(2)性別

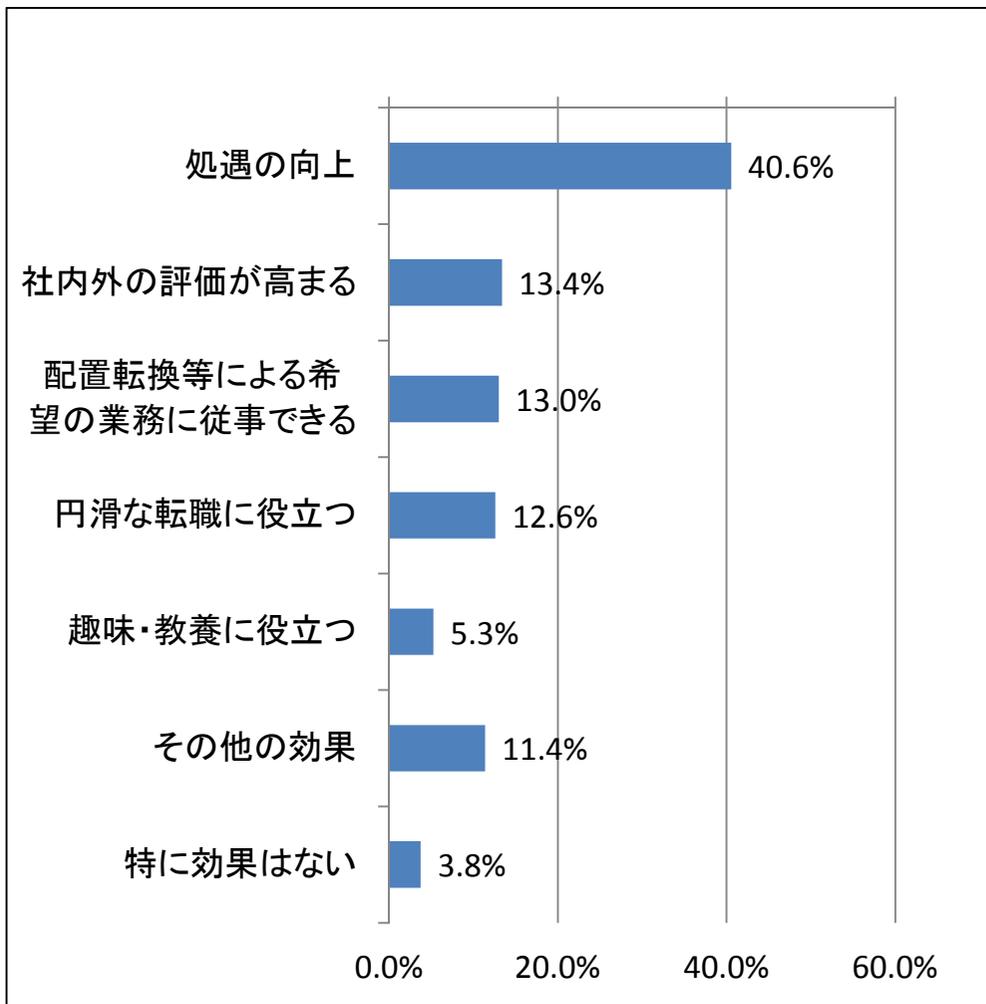


※平成27年度の一般教育訓練給付受給者について、雇用保険業務統計値より作成

# 一般教育訓練給付指定講座受講者の受講理由

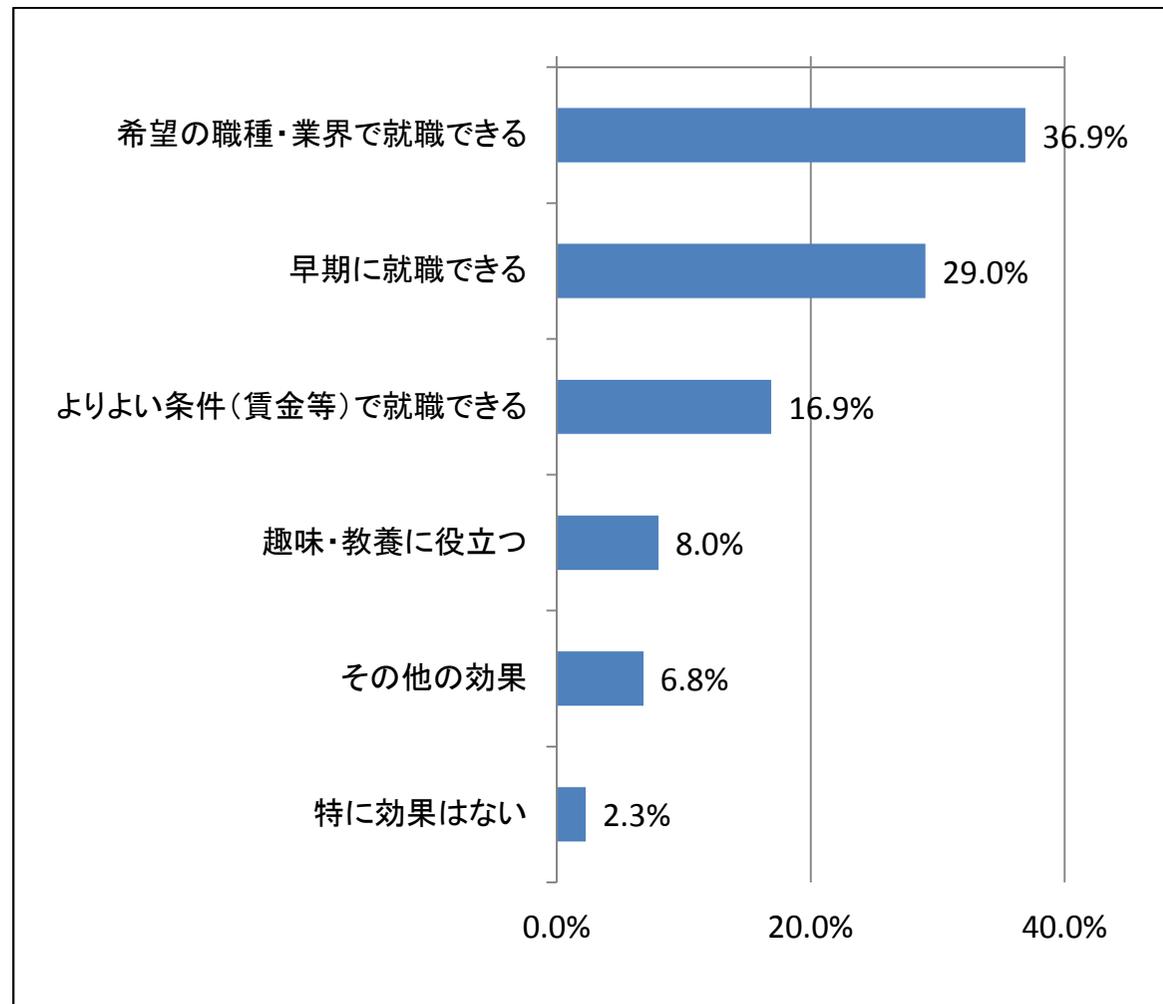
## (1) 講座の評価

受講時に「就業していた」と回答された者



## (2) 講座の評価

受講時に「就業していなかった」と回答された者



※教育訓練給付制度指定講座現況報告書(一般)より作成

※平成26年度の受講生について、平成28年2月末を期限とし、報告時点での状況について調査したもの。

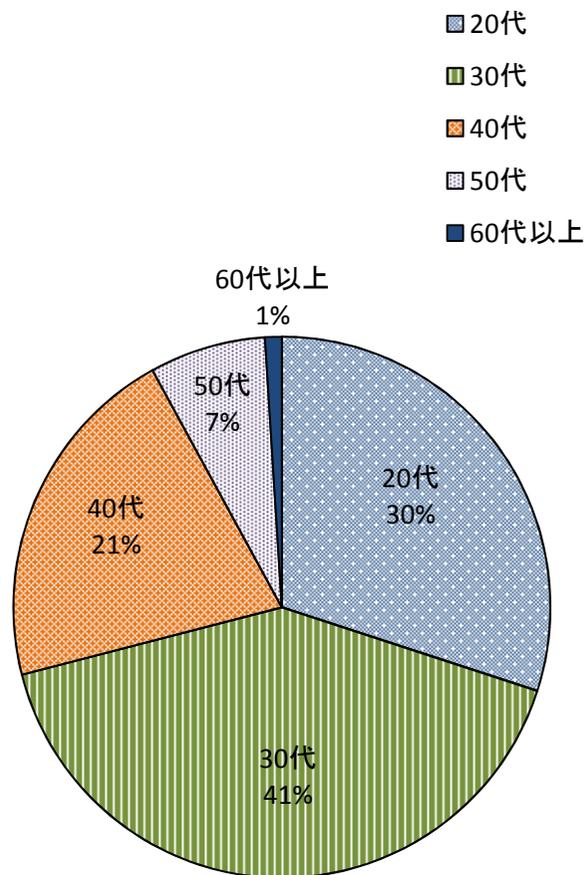
※教育訓練給付制度指定講座の受講生に対するアンケートであり、必ずしも教育訓練給付受給者とは限らない。

# 専門実践教育訓練給付受給者に対するアンケート調査

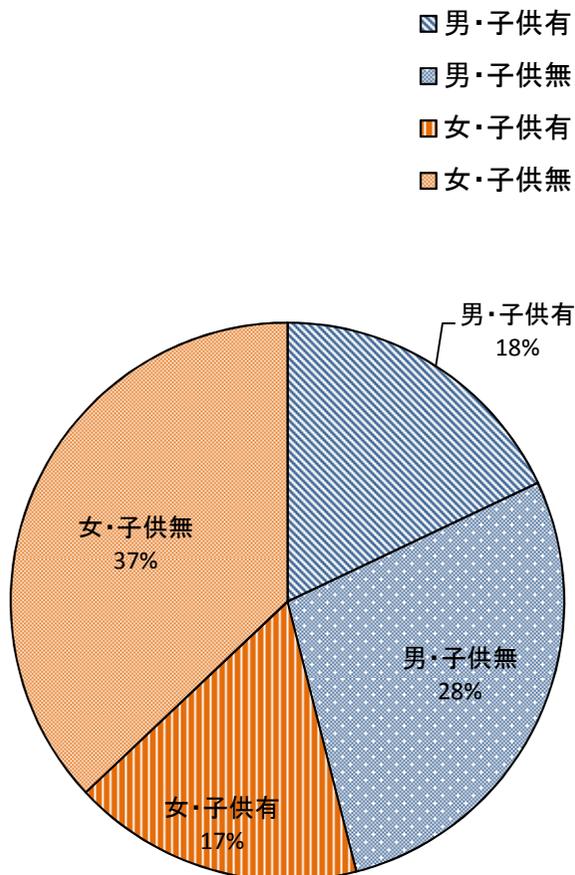
## 【調査概要】

専門実践教育訓練給付金の受給者に対し、教育訓練実施施設を通じ、受講の効果等についてアンケートを実施。  
 調査対象者数4,520人（平成27年10月末時点の専門実践教育訓練給付受給者）、回答者数2,752人（回答率 60.9%）

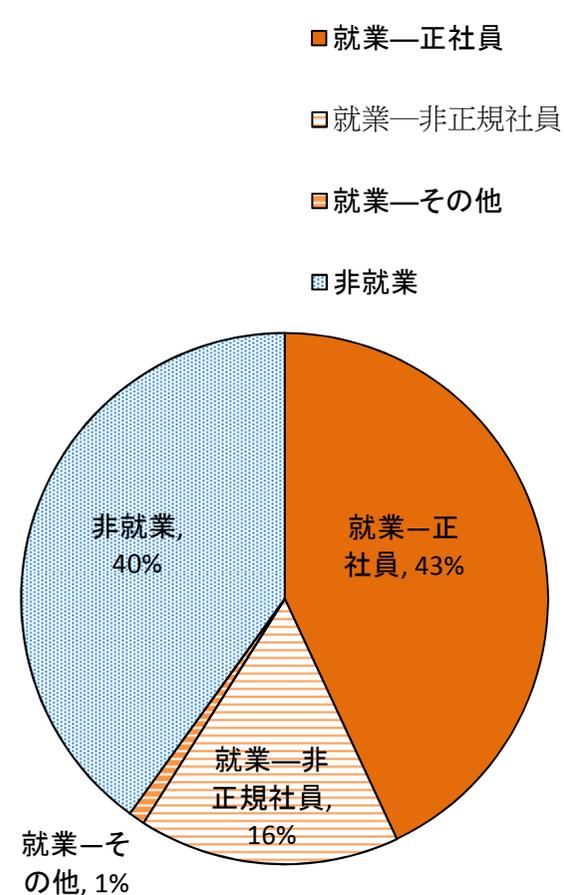
(1)年代別



(2)性別・子供の有無

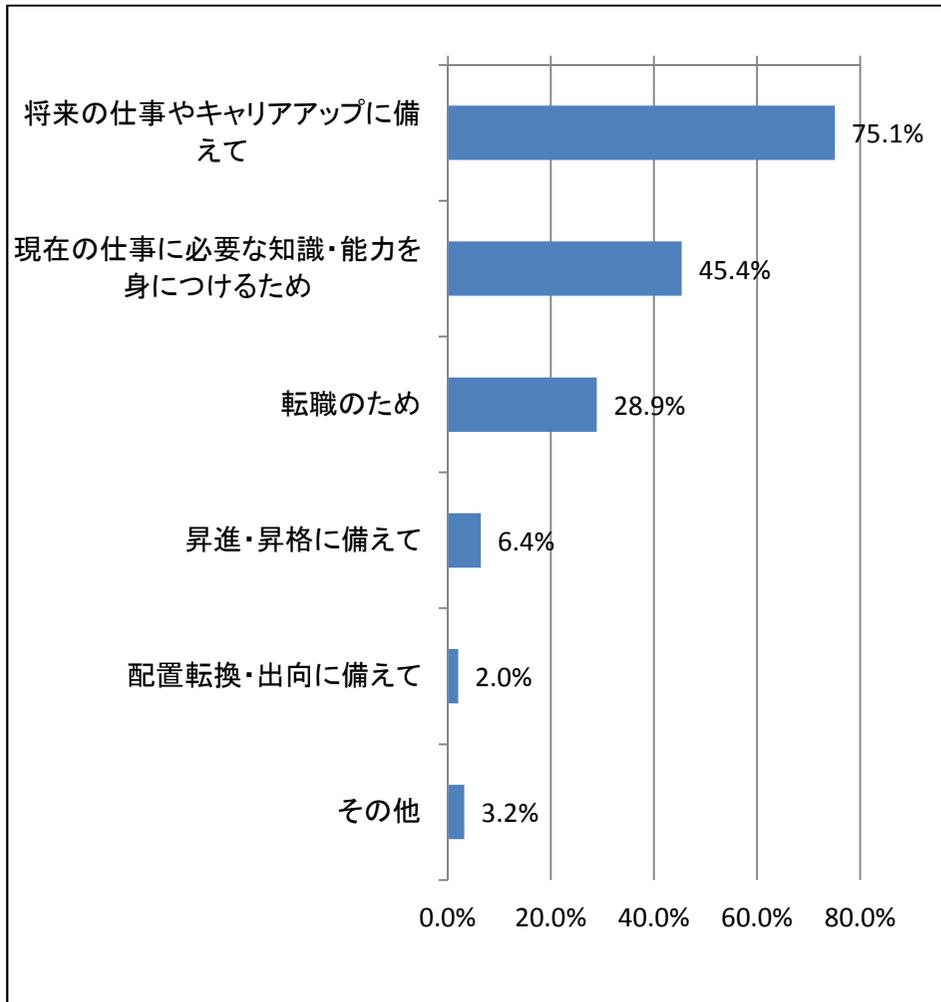


(3)受講開始時の就業状況等

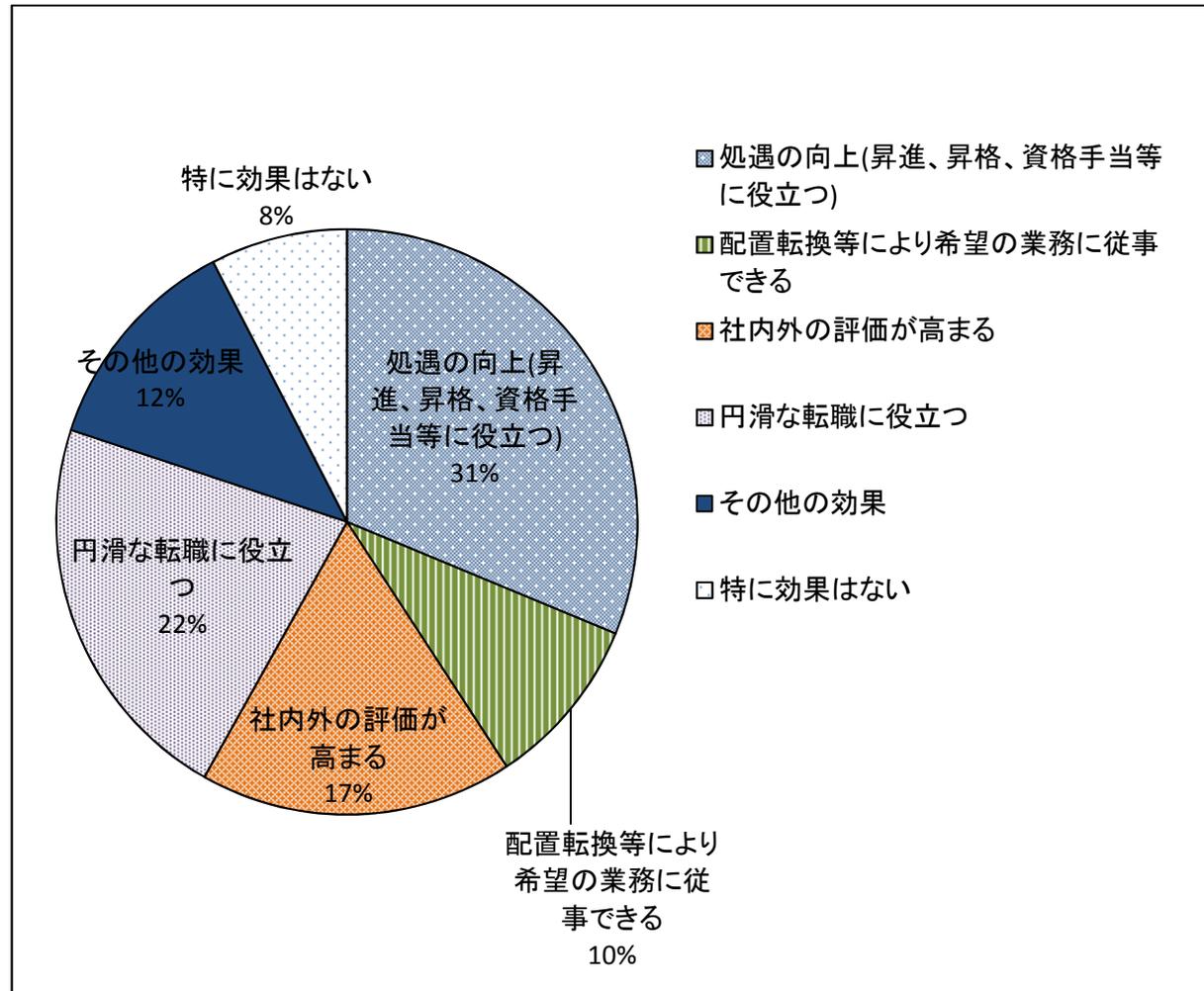


# 専門実践教育訓練給付受給者に対するアンケート調査(つづき)

(4) 講座の受講理由 (複数回答可)

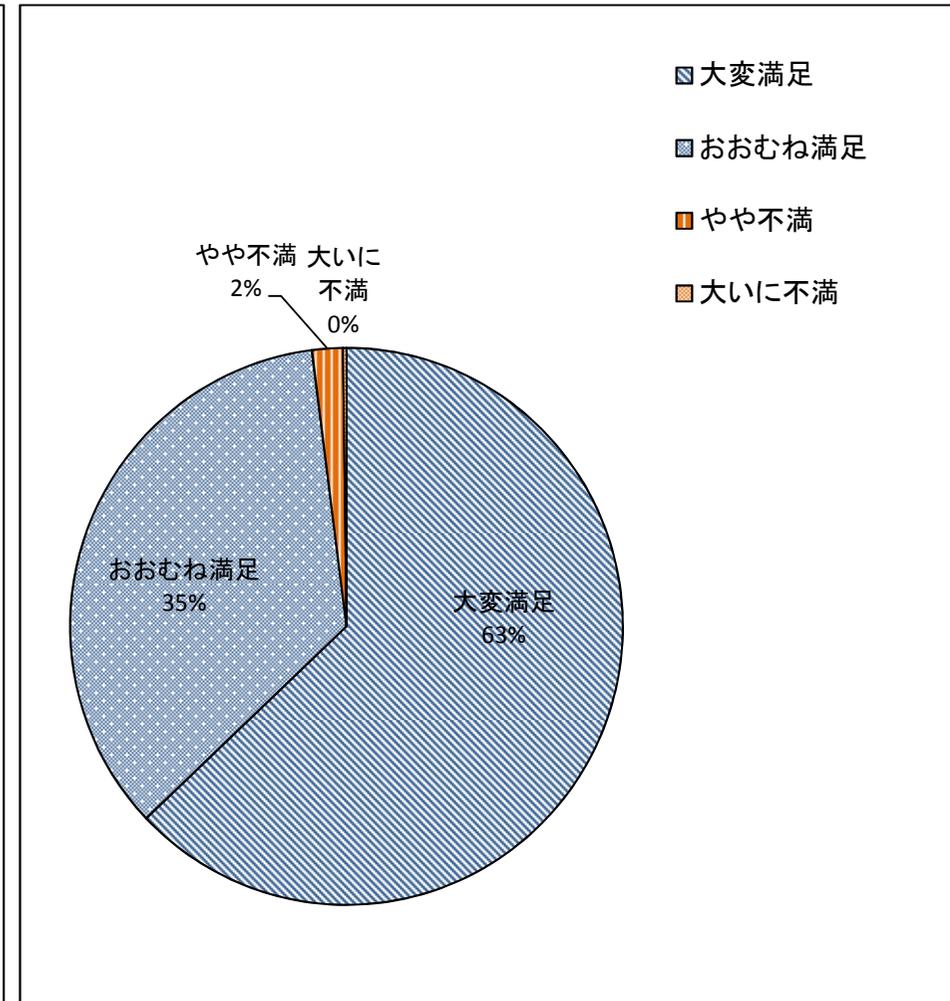
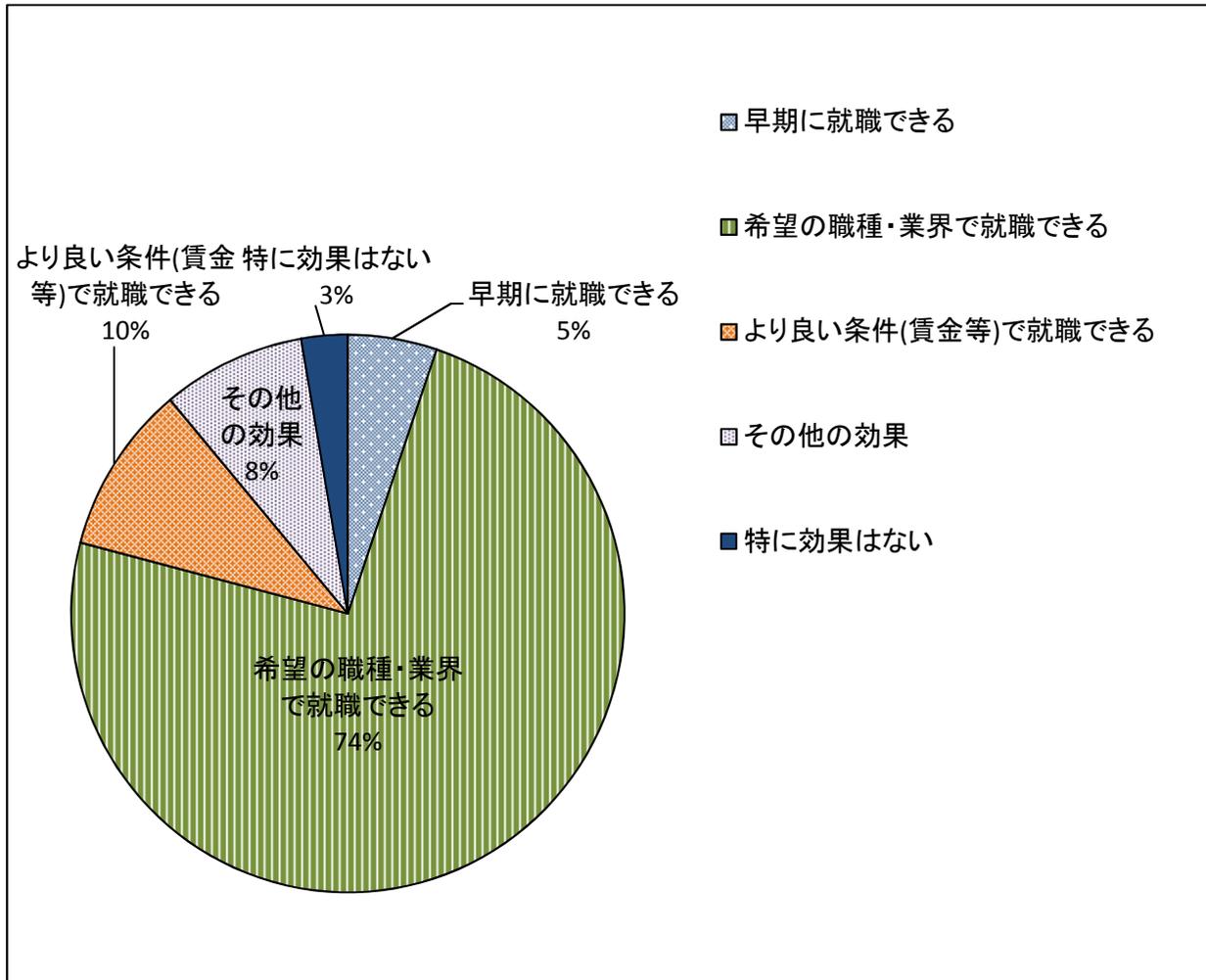


(5) 受講の効果 (受講時に「就業していた」と回答された者)



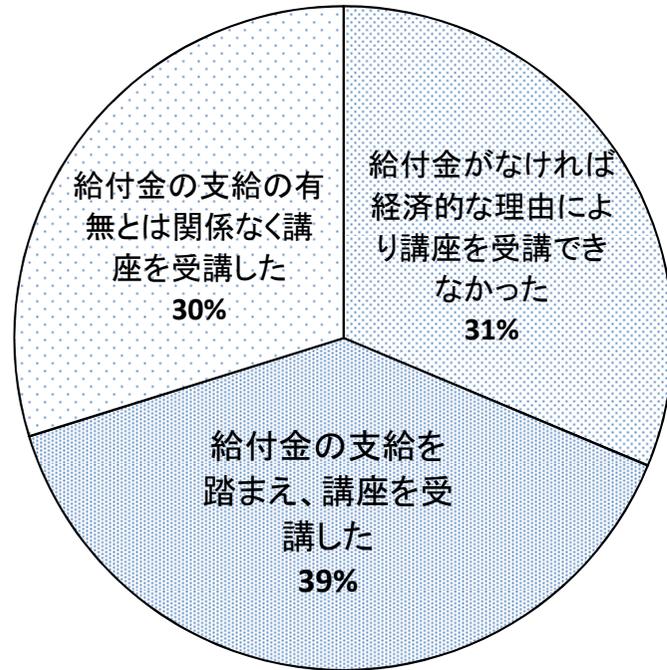
# 専門実践教育訓練給付受給者に対するアンケート調査(つづき)

(6)受講の効果 (受講時に「就業していなかった」と回答された者) (7)キャリア形成への役立ちについての満足度



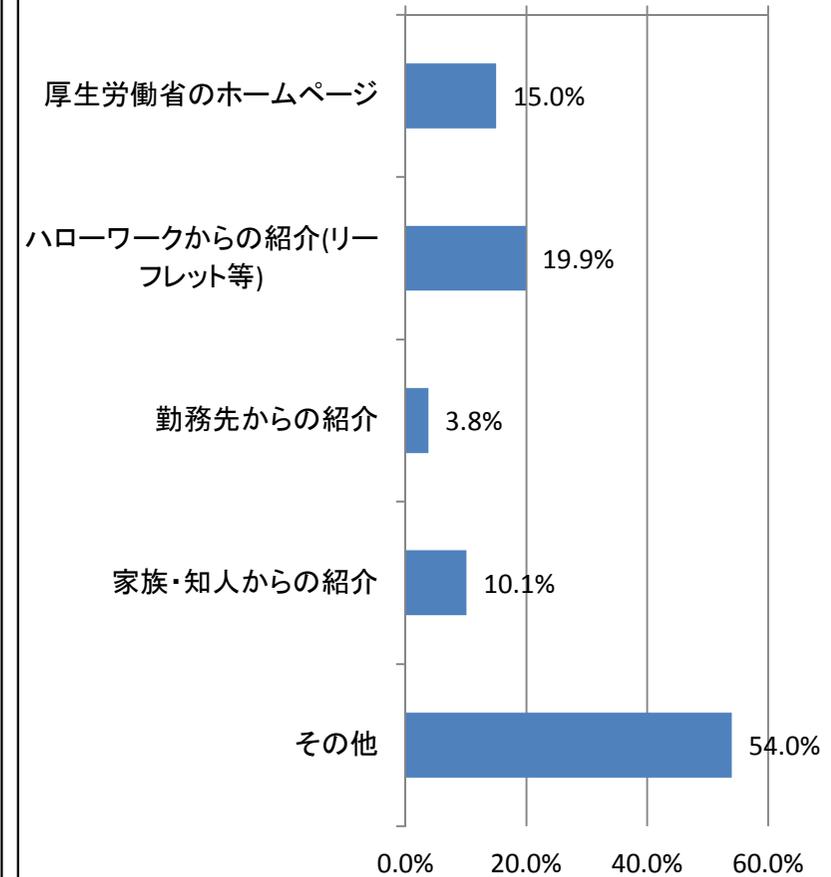
# 専門実践教育訓練給付受給者に対するアンケート調査(つづき)

## (8) 講座受講と給付金の関係



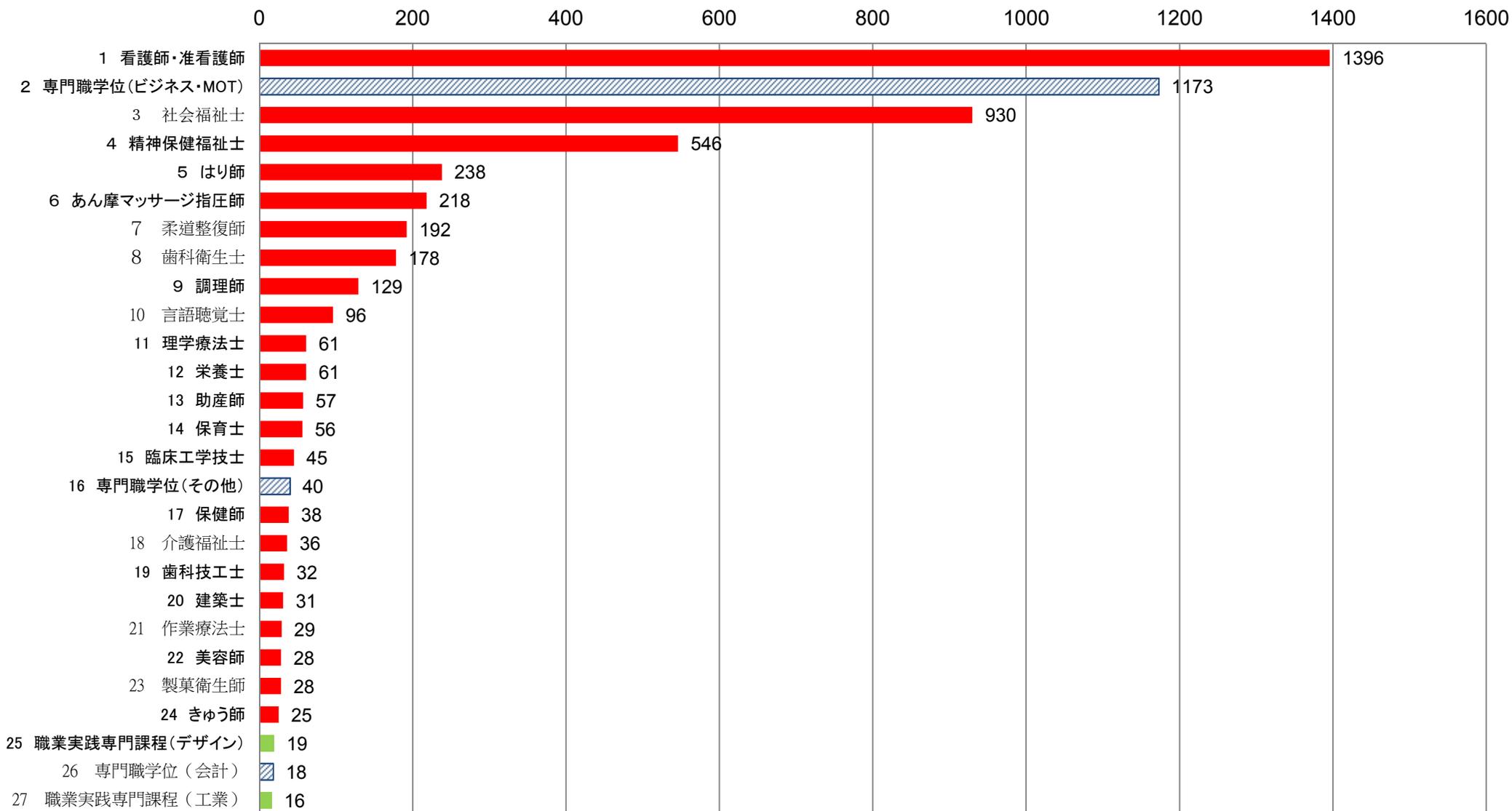
- 給付金がなければ経済的な理由により講座を受講できなかった
- 給付金の支給を踏まえ、講座を受講した
- 給付金の支給の有無とは関係なく講座を受講した

## (9) 教育訓練給付制度の認知経路



# 専門実践教育訓練給付講座別実受給者数

専門実践教育訓練給付講座別実受給者数(受給者が15人以上のもの)



※ 平成26年10月1日及び平成27年4月1日付けで専門実践教育訓練給付金対象講座として指定した講座の受講者に対する給付金支給実績(平成28年3月末時点での支給実績を特別に集計したもの。)

## 平成27年度一般教育訓練給付支給状況

支給額区分	受給者数	全受給者に対する割合
～ 9,999円	20,150人	16.8%
10,000円～19,999円	32,340人	26.9%
20,000円～29,999円	11,031人	9.2%
30,000円～39,999円	11,628人	9.7%
40,000円～49,999円	11,532人	9.6%
50,000円～59,999円	6,923人	5.8%
60,000円～69,999円	6,276人	5.2%
70,000円～79,999円	4,823人	4.0%
80,000円～89,999円	3,543人	2.9%
90,000円～99,999円	2,520人	2.1%
100,000円	9,349人	7.8%
合計	120,117人	100%

(参考)

$$\begin{aligned} \text{平均受給額} &= \text{総支給額} \div \text{受給者数} \\ \underline{36,963\text{円}} &= 4,439,910\text{千円} \div 120,117\text{人} \end{aligned}$$

平成27年度専門実践教育訓練給付支給状況  
(平成27年度に1回目の支給のあった者の支給額区分)

支給額区分	初回受給者数	全受給者に対する割合
～ 39,999円	639人	10.9%
40,000円 ～ 59,999円	203人	3.5%
60,000円 ～ 79,999円	491人	8.4%
80,000円 ～ 99,999円	203人	3.5%
100,000円 ～ 119,999円	272人	4.6%
120,000円 ～ 139,999円	195人	3.3%
140,000円 ～ 159,999円	199人	3.4%
160,000円 ～ 179,999円	249人	4.3%
180,000円 ～ 199,999円	210人	3.6%
200,000円 ～ 219,999円	535人	9.1%
220,000円 ～ 239,999円	226人	3.9%
240,000円 ～ 259,999円	283人	4.8%
260,000円 ～ 279,999円	883人	15.1%
280,000円 ～ 299,999円	202人	3.4%
300,000円 ～ 319,999円	460人	7.9%
320,000円	608人	10.4%
合計	5,858人	100%

(参考)

平均受給額 = 総支給額 ÷ 初回受給者数

191,022円 = 1,119,006千円 ÷ 5,858人

# 論 点

- これまでの教育訓練給付の支給状況等を踏まえ、制度や運用のあり方をどのように考えるか。